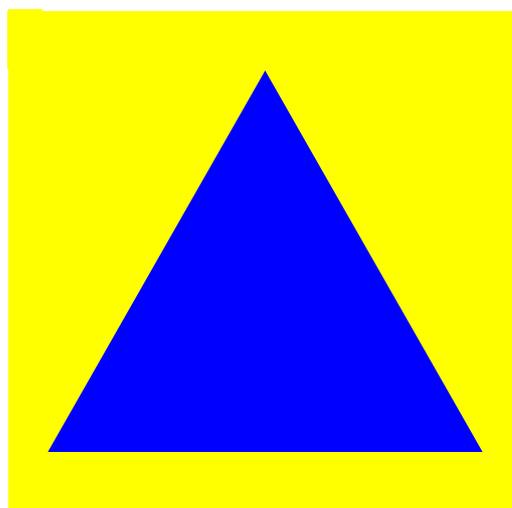


唐津市国民保護計画



令和7年5月16日



唐 津 市

目 次

はじめに

唐津市国民保護計画の目的

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続き	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
1	関係機関の事務又は業務の大綱	8
2	関係機関対策本部の連絡先	14
第4章	市の地理的、社会的特徴	15
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	20
第2編	平素からの備えや予防	22
第1章	組織・体制の整備等	22
第1	市における組織・体制の整備	22
1	市の各部等における平素の業務（法第41条）	22
2	市職員の参集基準等（法第41条）	25
3	消防機関の体制	30
4	国民の権利利益の救済に係る手続き等（法第6条）	30
第2	関係機関等との連携体制の整備	32
1	基本的考え方	32
2	県との連携（法第3条第4項）	32
3	近接市町との連携（法第17条）	33
4	指定公共機関等との連携	33
5	広域応援体制の整備（法第12条第1項、第147条）	34
6	ボランティア団体等に対する支援	34
第3	通信体制の整備	35
第4	情報収集・提供等の体制整備	36
1	基本的考え方	36
2	警報等の伝達に必要な準備	37
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	38
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	39

第5章	研修及び訓練	40
1	研修	40
2	訓練（法第42条第1項）	40
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	42
1	避難	42
2	避難実施要領のパターン作成（法第61条）	43
3	救援に関する基本的事項	43
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	44
5	避難施設の指定への協力	45
6	生活関連等施設の把握等	45
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	47
1	市における備蓄（法第142条、145条）	47
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	47
第4章	国民保護に関する啓発	49
1	国民保護措置に関する啓発（法第43条）	49
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条）	49
第3編	武力攻撃事態等への対処	50
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	50
1	事態認定前における緊急事態情報連絡室の設置	50
2	事態認定前における緊急事態警戒本部の設置	52
3	事態認定前における緊急事態対策本部の設置	54
第2章	市対策本部の設置等	57
1	市対策本部の設置	57
2	通信の確保	68
第3章	関係機関相互の連携	72
1	国・県の対策本部との連携	72
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	72
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	72
4	他の市町村長等への応援の要求、事務の委託	73
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	74
6	市の行う応援等	74
7	ボランティア団体等に対する支援等	74
8	住民への協力要請	75
第4章	警報及び避難の指示等	76
第1	警報の伝達等	76

1	警報の内容の伝達等.....	76
2	警報の内容の伝達方法.....	76
3	緊急通報の伝達及び通知.....	78
第2章	避難住民の誘導等.....	78
1	避難の指示の通知・伝達.....	78
2	避難実施要領の策定.....	79
3	避難実施要領の例.....	81
4	避難住民の誘導.....	82
第5章	救援.....	86
1	救援活動.....	86
2	関係機関との連携.....	86
3	救援の内容.....	87
第6章	安否情報の収集・提供.....	88
1	安否情報の収集.....	89
2	県に対する報告.....	89
3	安否情報の照会に対する回答.....	90
4	日本赤十字社に対する協力.....	90
5	その他の留意事項.....	90
第7章	武力攻撃災害への対処.....	92
第1節	武力攻撃災害への対処.....	92
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	92
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	92
第2節	応急措置等.....	93
1	退避の指示.....	93
2	警戒区域の設定.....	96
3	応急公用負担.....	96
4	消防に関する市が行う措置等.....	96
第3節	生活関連施設における災害への対処等.....	99
1	生活関連等施設の安全確保.....	99
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	99
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止.....	100
4	NBC攻撃による災害への対処等.....	100
5	武力攻撃原子力災害への対処.....	103
第8章	被災情報の収集及び報告.....	114
第9章	保健衛生の確保その他の措置.....	116

1	保健衛生の確保	116
2	廃棄物の処理	117
第10章	国民生活の安定に関する措置	118
1	生活関連物資等の価格安定	118
2	避難住民等の生活安定等	118
3	生活基盤の確保	118
第11章	特殊標章等の交付及び管理	119
第4編	復旧等	121
第1章	応急の復旧	121
1	基本的考え方	121
2	公共的施設の応急の復旧	121
第2章	武力攻撃災害の復旧	122
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	123
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	123
2	損失補償及び損害補償	123
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	123
第5編	緊急対処事態への対処	124
1	緊急対処事態	124
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	124

はじめに

唐津市国民保護計画の目的について

この計画は、市が措置すべき事項、佐賀県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連携事項及び市民が協力すべき事項並びにこれらに関する業務等の大綱を定め、国民の保護に関する措置の総合的、かつ計画的推進を図る。

また、国民保護措置を的確、迅速に実施して、市の全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を遂行するために定める。

第1編 総論

第1章 計画の目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

この計画は、市が措置すべき事項、佐賀県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連携事項及び市民が協力すべき事項並びにこれらに関する業務等の大綱を定め、国民の保護に関する措置の総合的、かつ計画的推進を図る。

また、国民保護措置を的確、迅速に実施して、市の全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を遂行するために定める。

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法第3条第2項、法第16条）

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために、市民等の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える任務を担うことになる。

また、その任務の的確な遂行のためには、国、県、他の市町並びに指定地方公共機関等の関係機関と平素から相互の連携協力体制を整備しておくとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び佐賀県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、唐津市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法第35条第1項）

市は、その責務にかんがみ、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等について、次に掲げる事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置（法第16条第1項及び第2項）に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ その他市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

政府の策定する基本方針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、継続的に見直しを行っていくこととしている。

市国民保護計画の見直しを行うときは、唐津市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

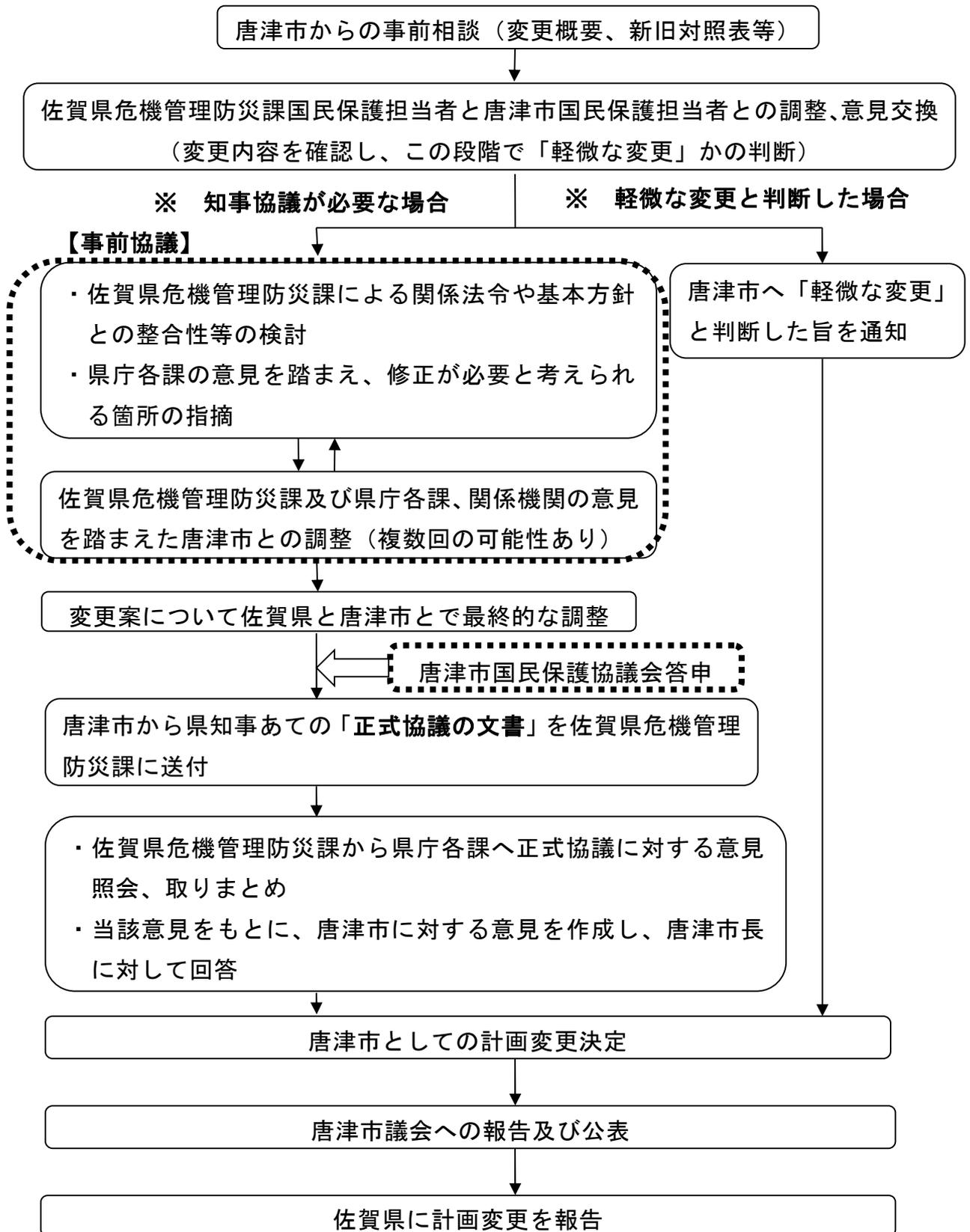
(2) 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）

市国民保護計画の変更を行うときは、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき市国民保護協議会に諮問のうえ、法第35条第8項を準用した第5項に基づき知事に協議し、その同意を得る。その後、法第35条第8項を準用した第6項に基づき市議会に報告するとともに、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市国民保護

協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

【唐津市国民保護計画 変更フロー図】



※佐賀県市町国民保護計画変更協議の手順（フロー図）を元に作成

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置を実施する場合は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。したがって、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努める。

3 国民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等が発生したときは、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条第4項）

市は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（法第4条）

市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、法の規定により、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化を図るとともに、ボランティアへの支援体制の強化に努める。

6 高齢者、障がい者（児）等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

市は、国民保護措置を実施する場合、高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

なお、国民の権利及び義務に関する規定は、外国人にも適用されることから、武力攻撃事態等においては、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、その生命、身体及び財産が武力攻撃災害から保護すべき対象となる。そのため、日本語による意思疎通が困難な外国人についても配慮が必要となる。

また、市は、国民保護措置を実施する場合、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条第2項）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

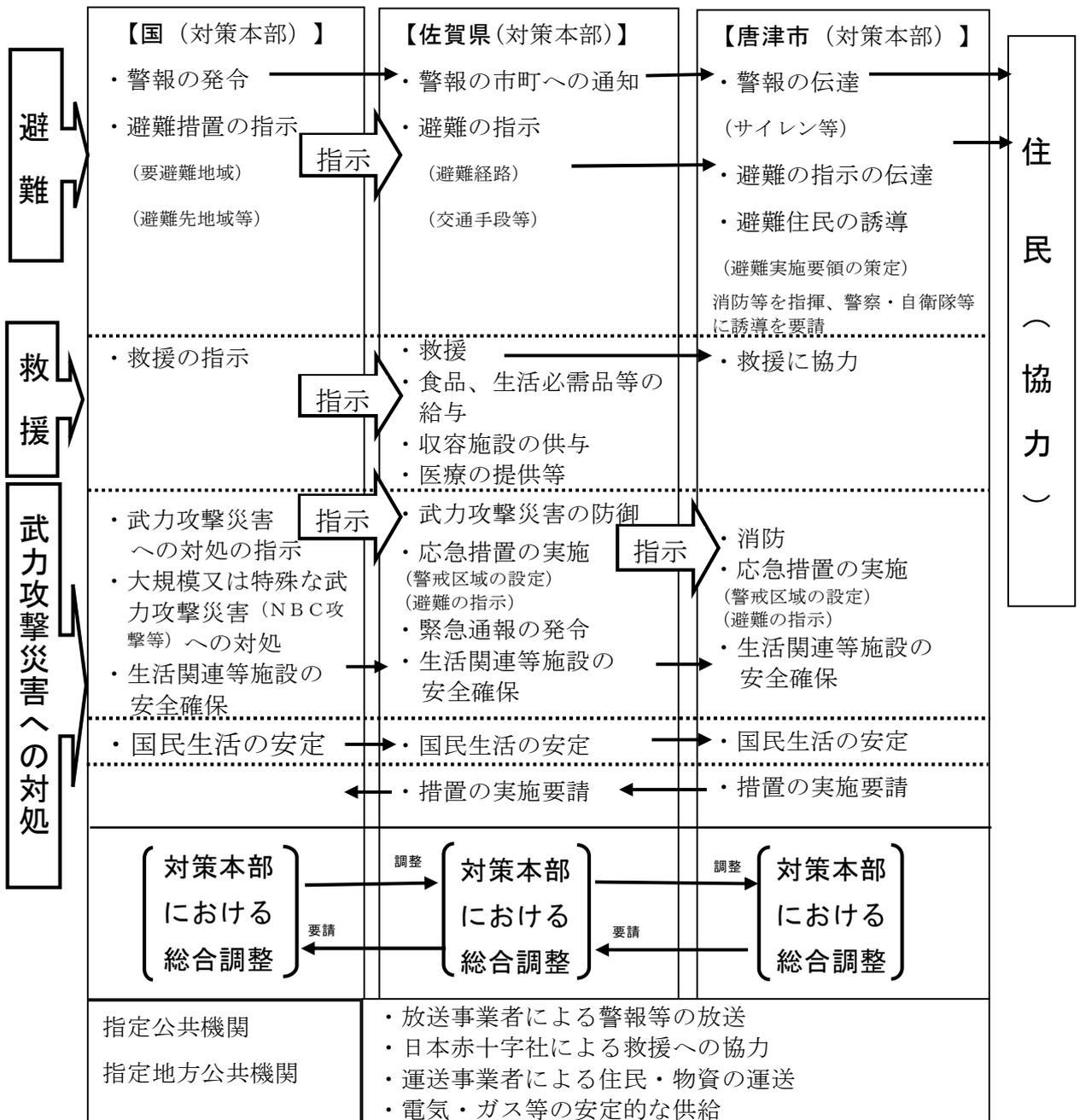
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて、必要な情報を随時提供するとともに、その者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、佐賀県、唐津市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関並びに指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市（法第16条～法第20条）

市は、住民に最も密着した行政機関として、市国民保護計画で定めた、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の対応
唐津市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県（法第11条～第15条）

県は、県国民保護計画で定めた、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内の市町のほか、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置の総合調整や広域的な観点からの調整などを行うこととされている。

機関の名称	事務又は業務の対応
佐賀県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関（法第10条）

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の対応
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制

九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	被災者の雇用対策
九州農政局 (佐賀農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急用食料・物資支援等の調達・供給に係る連絡調整 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全

九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第21条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の対応
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵政株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理

<p>日本赤十字社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
<p>日本銀行</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関対策本部の連絡先

(1) 指定行政機関等の連絡先

指定行政機関、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、県現地機関、市町機関（教育委員会を含む）、市外の消防機関、その他関係機関の連絡先については、資料編に一括して掲載する。

(2) 国の武力攻撃事態等対策本部等の連絡先

国の武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知されることとなっている。

【資料編】

- 「指定行政機関の連絡先」
- 「指定地方行政機関の連絡先」
- 「指定公共機関の連絡先」
- 「指定地方公共機関の連絡先」
- 「自衛隊の連絡先」

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することが必要である。市が、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等については、以下のとおり定める。

1 地形

本市は、佐賀市の北西部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面した地域である。

地形の特徴として、脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っており、東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成している。

本市は、東西約36km、南北約30kmに及び総面積は約487.58km²（佐賀県比20%）である。



2 気候

本市の気候は、日本海型気候区に属し、年平均気温は16℃～17℃であり、比較的に穏和である。

当地域の降水量は年間1,940mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、899mm程度の雨をもたらす。（2014年～2023年平均）

3 人口分布

令和2年国勢調査における、本市の人口は、117,373人で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約4.41%減少している。

また、世帯数においては、44,192世帯で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約0.73%増加している。

向島、馬渡島、松島、加唐島、小川島、神集島、高島が、唐津市の海岸から数km離隔した所に散在し、それぞれ住民が住居している。

また、神集島、小川島、加唐島、馬渡島は、緊急患者輸送用等の小規模ヘリポートを有する。

4 道路の位置等

本市唐津を基点とした、主要都市への道路網は、国道202号及び西九州自動車道が福岡市から、本地域内を通り伊万里市へ、国道203号は佐賀市へ、国道204号が東松浦半島を通り伊万里市へと通じており、国道323号は、浜玉町から大和町（佐賀市）へ至り国道263号に接続し、北は福岡市へ、南は佐賀市へと通じている。また、国道203号沿いの多久市に長崎自動車道インターチェンジがある。

5 鉄道の位置等

鉄道網は、唐津駅を基点として、JR筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、そして松浦川沿いに伊万里市まで通じ、またJR唐津線が佐賀市まで、佐賀市から長崎本線で鳥栖市まで通じて主要都市を結んでいる。

6 空港の位置等

唐津市には、滑走路を有する空港施設はないが、ヘリポートについては離島を含め数か所散在する。

佐賀県にあっては、佐賀市南部に2,000mの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である県営佐賀空港（第3種空港）がある。（佐賀市内から約12km、自動車ですら約25分程度）

近隣の空港として、福岡空港（福岡県福岡市博多区）は、唐津市から公共交通機関（JR及び地下鉄）を利用して1.5時間程度（約50km）、で利用することができる。

【資料編】 ● 「ヘリポート一覧表」

7 港湾

唐津の中央北側地区に玄界灘に面した唐津港がある。唐津港は、前面に点在する大島、高島等により静穏な泊地を形成し天然の良港を形成しており、県が港湾管理者となり、重要港湾に指定され、物流の拠点として重要な役割を果たしている。

また、市北部から西部にかけて広がる海岸線は、リアス式地形に恵まれた呼子港、星賀港等天然の良港が点在する。

8 自衛隊施設等

(1) 陸上自衛隊

佐賀県には、東部の神埼郡吉野ヶ里町に陸上自衛隊目達原駐屯地があり、九州補給処、西部方面後方支援隊及び第321基地通信中隊が配備されている。

また、航空部隊として、第1戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第4飛行隊が配備されている。

(2) 海上自衛隊

長崎県佐世保市平瀬町に海上自衛隊佐世保地方総監部が設置されている。

(3) 航空自衛隊

福岡県春日市に航空自衛隊春日基地があり、西部航空方面隊司令部が設置され、福岡空港内に航空救難団春日ヘリコプター空輸隊が配備されており、脊振山山頂に西部航空警戒管制団第43警戒隊が設置されている。

《参考》

佐賀県における災害派遣及び国民保護等派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊西部方面混成団（西部地区における災害派遣）、九州補給処（東部地区における災害派遣）、長崎県大村市の第16普通科連隊（国民保護派遣）、長崎県佐世保市の海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室及び福岡県春日市の航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課が担任している。

9 原子力発電所

- (1) 九州電力株式会社玄海原子力発電所が、唐津市役所から直線距離約1.3km隔てた所（玄海町）にあり、1号機から4号機の計4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している。1、2号機については、運転終了し、廃止措置計画の認可を受け、冷却告示がされている。3号機及び4号機の最大発電量は118万kwであり、合計の最大発電量は236万kwとなっている。

- (2) 原子力災害対策重点区域の予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）には、肥前町、鎮西町、呼子町の一部が含まれる。緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）には、唐津市の全域（P A Zを除く）が含まれる。

用語解説

【加圧水型軽水炉】

玄海原子力発電所の原子炉の形式は、軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）と言われ、一般的に加圧水型軽水炉と呼ばれている。加圧水型の特徴は、原子炉容器を通して、水を循環させる系統（1次系）とタービンへ蒸気を供給する系統（2次系）とが蒸気発生器の伝熱管を介し、完全に分離されているので、タービン側に放射性物質が運ばれることはない。

我が国では、加圧水型軽水炉のほかに、沸騰水型軽水炉（BWR）という形式の原子炉が、原子力発電用として稼動している。

【原子力災害対策重点区域】

原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域には、重点的に原子力災害特有の対策を講じておく必要があるため、原子力災害対策重点区域を定めている。原子力災害対策指針では、原子力施設からの距離に応じて2種類の区域が定められている。

- ①予防的防護措置を準備する区域：P A Z

原子力発電所から半径おおむね5 kmの区域

- ②緊急防護措置を準備する区域：U P Z

原子力発電所から半径おおむね5 km～30 kmの区域

10 石油コンビナート等関連施設

大島地区の石油油槽所及び液化天然ガスの大型タンクまた、唐津ガス株式会社のガス貯蔵施設が、西浦に設置されている。

〈参考：石油コンビナート等特別防災区域〉

※石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令改正により、石油コンビナート関連施設指定が解除された。

11 ダム

洪水調節・飲料・発電等多目的ダムとして、巖木ダム、洪水調節・飲料用等多目的ダムとして伊岐佐ダム、平木場ダムがある。また、農業用灌漑施設として後川内ダム、打上ダム等がある。

また、溜池が上場台地をはじめ、各所に散在している。

【資料編】 ● 「防災重点農業用ため池」

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型の事態を対象とする。

- ア 着上陸侵攻
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 弾道ミサイル攻撃
- エ 航空攻撃

・これら4類型の特徴等は、資料編にて示す。

【資料編】

- 「避難パターン等」

(2) 県国民保護計画においては、基本指針に基づき、特別な対処が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)に関し、その特徴を示している。市国民保護計画においては、資料編にて示す。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃事態
 - (ア) 原子力発電施設等の破壊
 - (イ) 石油タンク、都市ガス貯蔵施設等の爆破等
- イ 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃事態
 - 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破等

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃事態
 - (ア) ダーティボム(放射性物質混入爆弾)等の爆発による放射性物質拡散
 - (イ) 炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - (エ) 水源地に対する毒素等の混入等
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部門における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務（法第41条）

市の各部門は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災における体制を活用しながら、その準備に係る業務を行うものとする。

【市の各部における平素の業務】（抜粋）

部名	平素の業務
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する広報に関する事 ・ 市民の陳情、要望等の広聴に関する事 ・ 市長、副市長の秘書に関する事 ・ 報道機関との連絡調整に関する事 ・ 情報基盤の整備に関する事 ・ 記録に関する事 ・ 資金の調達管理に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する業務の総括に関する事 ・ 国民保護法制に関する事 ・ 関係機関及び各部等との連絡調整に関する事 ・ 情報の収集、伝達体制の整備に関する事 ・ 避難施設の指定に関する事 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ 特殊標章等の交付に関する事 ・ 国民保護に係る各種研修、訓練及び啓発活動に関する事 ・ 備蓄食料等及び必要な資材の整備に関する事 ・ 職員の配備体制の整備に関する事 ・ 市有財産（公用車含む）の管理に関する事 ・ 物品の供用、管理及び調整に関する事 ・ 物品の購入に関する事
地域づくり部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通等に関する事 ・ 離島に関する事 ・ 在住外国人の支援体制の整備に関する事

部名	平素の業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する施設に関すること ・ 避難施設（体育施設含む）に関すること ・ スポーツ団体等に関すること
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の住民基本台帳等に関すること ・ 市民の各種相談に関すること ・ 災害による市税等の減免等に関すること ・ 家屋の被害状況の調査に関すること ・ ゴミ等処理体制の整備に関すること ・ 火葬に関すること ・ 環境保全体制の整備に関すること ・ 所管するゴミ処理施設等に関すること
健康づくり部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、医薬品等の供給体制に関すること ・ 所管する施設に関すること ・ 高齢者等の安全確保及び支援制度の整備に関すること
福祉こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人（ボランティア団体含む）との支援及び調整に関すること ・ 避難行動要支援者に関すること ・ 所管する施設に関すること ・ 高齢者、障がい者（児）等の安全確保及び支援制度の整備に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業、漁業団体に関すること ・ 所管する農業施設、治山施設及び漁港施設等に関すること ・ 動植物の防疫、病虫害及び有害鳥獣に関すること
商工観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光関係団体等に関すること ・ 所管する施設に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種道路、河川、港湾等の整備に関すること ・ 管轄する各種道路、河川、港湾等の関連施設の整備に関すること ・ 国、県の関係機関との調整に関すること ・ 住宅（応急仮設住宅）施策に関すること ・ 所管する施設に関すること
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道等に関すること

部名	平素の業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道に関すること ・ 所管する施設に関すること ・ 飲料水（備蓄用飲料水含む）の供給体制の整備に関する こと
ボートレース 企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する競走場内施設（場外施設含む）に関すること ・ 競走場等における来場者の避難体制等の整備に関する こと
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する公民館等に関すること ・ 市立中学校及び小学校に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ 特殊標識等の普及啓発に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急、救助、消火に関すること ・ 消防応援協定等に関すること ・ 消防団（水防団）に関すること
市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁各部の分掌事務に準じ、処理すべき業務

※国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案については、危機管理防災課が行う。

2 市職員の参集基準等（法第41条）

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、県との連携を図り、市消防本部を中心として、当直等の強化を行い、速やかに市長及び危機管理防災課等の国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な通信連絡体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の配備要員基準等

市は、県等の国民保護活動体制等と緊密な連携を保持して「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」、「国民保護対策本部」のそれぞれについて、体制を整備する。

ア 市は、国民保護措置を実施するため、事態の状況に応じて、事態認定前と事態認定後の体制に区分し、体制を確立して、市の対策本部等活動を実施する。

イ それぞれの体制の細部は『第3編 第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」』による。

- 「緊急処理事態及び武力攻撃事態等における国、県、市の体制」27ページ

- 「事態の状況に応じた体制の確立」28ページ

ウ 国民保護対策本部等の各対策本部の勤務要領等の細部は、「国民保護対策本部等マニュアル」を別途定める。

エ 配備体制の強化

武力攻撃災害が発生又はそのおそれがある場合の国民保護対策本部設置時の配備体制は、次の基準により、市長が定める。

【配備体制の基準】

種別	体制の基準	配備要員基準
第1体制	全域に甚大な武力攻撃災害が発生した時又はそのおそれがある場合	全職員
第2体制	局地的に甚大な武力攻撃災害が発生した時又はそのおそれがある場合	概ね1 / 2 程度の職員

※対策本部の活動体制の指示の細部は、対策本部長が「市災害対策本部
規程第20条」の定めにより、『災対1～4号』の指令により行う。

※各対策部の配備要員は、各対策部長が、上記基準に基づき定める。

※各対策支部の配備要員は、対策支部長が、上記基準に基づき定める。

(4) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(ア) 勤務時間内

- a 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- b 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- c 各課長は、動員体制を整える。
- d 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- e 出張中等の職員は、所属課に安否を連絡し登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- a 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し迅速に連絡し、体制をとる。
- b 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

イ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、

- ①本庁
- ②市民センター
- ③その他の出先機関

の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

なお、国民保護対策本部において、市長が不在又は事故等に遭った場合は、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長の順で代理し、指揮命令系統を確立する。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を常時携行し、電話・携帯電話等のメール、チャット機能等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

(5) 緊急初動班の整備

武力攻撃事態の発生により、国民保護対策本部の設置が困難な場合に緊急初動班を編成し、対応する。本庁において、必要最小限の対策本部体制がとれ次第、国民保護対策本部等の体制に移行する。

ア 職員の迅速な参集体制の整備

(ア) 電話が途絶する等連絡手段の確保が困難な場合

- a 武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部等が設置されることとなった場合、初動時の情報収集及び対策本部の開設等に当たらせるため、必要に応じて総務部長又は危機管理防災課

長の指示により、地域防災計画第2編第3章第1節「配備体制の基準」で定める参集職員を基準に、緊急参集職員を確保し緊急初動班を設置する。

- b 緊急初動班長は、危機管理防災課長又は危機管理防災係長をもってあて、緊急初動班を指揮し、次に掲げる事項について、対応する。

【緊急初動班の主な業務】

- (a) 対策本部の開設、機能の確保
- ・防災行政無線などの通信機材の点検（復旧）
 - ・自家発電設備の点検、本庁舎の電気、給水設備等の点検（復旧）
 - ・関係職員の招集、配置
 - ・食料、燃料等の備蓄確認及び仮眠施設の確保等
- (b) 情報収集
各市民センター、県対策本部、県警察等関係機関、消防機関、近隣市町、マスコミ、及び住民等からの情報収集
- (c) 県国民保護対策本部、国や関係機関等との連絡・調整等
- (イ) 電話等が活用できる場合
- a 幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、緊急事態等に関する情報収集に努める。
- b 電話等通信による参集要領
平常の体制において、別途定めている「災害発生時の連絡通報体制」による。

(6) 武力攻撃災害時の職員の役割の徹底

職員は、武力攻撃事態等における国民保護対策本部等が設置された場合、「唐津市国民保護対策本部及び唐津市緊急対処事態対策本部条例」並びに本計画に基づき各対策部及び各班が実施すべき業務を処理する。

なお、市はあらかじめ各職員に対し武力攻撃災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

(7) 国民保護対策本部室等の整備

ア 国民保護対策本部室等の長期体制の確保

(ア) 機能発揮のための安全・継続性の確保

武力攻撃事態等における武力攻撃災害対処活動のための中枢機関となる国民保護対策本部等を設置する本庁舎等について、対策本部としての機能発揮の安全性と継続性の確保に努める。

(イ) 自家発電設備の確保

本庁等に設置してある自家発電設備の点検整備を確実にを行い武力攻撃災害対処活動体制の基盤を確保する。

(ウ) 食料、燃料等の確保

武力攻撃災害が発生した場合、対策を実施する職員は、少なくとも数日間から数週間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料、燃料等の備蓄・調達及び仮眠設備の確保等の体制充実を図る。

(エ) 情報、通信体制の整備

市は各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実にできるよう情報伝達ルート

の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

【主な防災情報の提供に関するシステム】

- a 60MHz防災行政無線
 - b 280MHzデジタル同報無線システム
 - c 市行政放送
 - d 唐津市情報メール
 - e 市ポータルサイト（ホームページ）
 - f ソーシャルメディア（LINE、Facebook、X等）
 - g FMからつによる緊急災害等放送
 - h EyE-Bousai（唐津市総合情報防災システム）
 - i 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信
 - j 市広報車
 - k L-A L E R T（災害情報共有システム）
 - m 県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）
 - n インターネット、テレビ、ラジオ等
- イ 国民保護対策本部室等勤務職員の長期勤務体制の確保
- (ア) 交代要員の確保
- 市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部等を設置する場合に備え、その機能が確保されるよう勤務する職員の適切なローテーション管理等により長期体制の確保に努める。
- (イ) 勤務要領
- 国民保護対策勤務要領マニュアルを、別途定める。

(8) 防災拠点の整備

武力攻撃災害時において、地域内での武力攻撃災害応急活動の現地拠点として、防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- ・ 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・ 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・ ヘリポート機能
- ・ 情報通信機能

(9) コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・ 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- ・ 避難場所としての広場
- ・ 情報通信機器

3 消防機関の体制

(1) 相互応援協定の締結等（法第12条第1項、第147条）

市は、県境を越える避難や、NBC〔N：核物質（Nuclear）、B：生物剤（Biological）、C：化学剤（Chemical）〕攻撃等による災害を伴う武力攻撃事態等においても迅速に対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行い、既存の消防応援協定等の消防機関相互の連携強化を図る。

特に、消防機関の活動を円滑に行うため、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における近接市町の消防機関との相互応援体制の整備に努め、応援体制の充実を図る。

また、消防機関のNBC災害対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の充実を図る。

【資料編】

- 「大規模災害時の相互応援に関する協定都市一覧」
- 「消防相互応援協定一覧」

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

ア 武力攻撃事態発生（おそれ）時において、消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、平素から市と協同して訓練を行い、避難経路、誘導要領等を検討し活動能力の向上を図る。

イ 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置の訓練に消防団を参加させ国民保護対処能力の向上を図る。

また、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を積極的に行い消防団の充実・活性化を図る。

ウ 消防本部は、消防本部における参集基準等に準拠して、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等（法第6条）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種別	項目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収容に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	※医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	※医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1項・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※1 政令で定める基準に従い県が実費を弁償

※2 担当課については、各対策部「国民保護対策本部勤務マニュアル」で定める。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関等との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、唐津市地域防災計画等に基づく連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「武力攻撃原子力災害」等の個別のテーマに関して、必要に応じ、関係機関による意見交換の場を設け、関係機関との意思疎通を図るとともに、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携（法第3条第4項）

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県と緊密な情報の共有を図る。

(3) 離島住民避難、広域避難、応援体制等の整備に関する連携

大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、離島住民避難、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える避難、救援等を実施するための体制の整備充実のため、県と緊密な連携を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と、市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市と県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(5) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携（法第17条）

(1) 近接市町との連携

ア 市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、消防相互応援協定等を締結している市町及び近接市町相互の国民保護計画の内容について、県の支援を受け、協議により相互調整を実施する。

特に、防災等に関し締結されている市町間の消防相互応援協定等について必要な見直しを行う等、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図り、市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

イ 広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、緊密な情報の共有を図る。特に、生物剤による攻撃にあつては、市（県）の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健福祉事務所、衛生薬業センター等の機関との連携を緊密に行い、情報の共有を図る。

【資料編】

- 「近接市町一覧」

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

【資料編】

- 「指定公共機関連絡先一覧」

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

【日本中毒情報センター】（365日24時間）

・大阪中毒110番：072-727-2499

・つくば中毒110番：029-852-9999

【資料編】

- 「県内病院一覧」
- 「高規格救急自動車の配備状況、救急救命士の状況」

(3) 関係機関との協定の締結等（法第63条、第79条、第147条）

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 広域応援体制の整備（法第12条第1項、第147条）

市は、県と連携して、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や、武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備充実に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項）

ア 市は、各種機会をとらえ、市民に対する国民保護法及び市計画に関する啓発を行い自主防災組織の結成を促す。

イ 市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実に努めるとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

ア 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

イ 市は、災害救援ボランティアセンターを設置する市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、情報を提供する。

また、県は、災害時における住民の避難や救援活動等について知識や経験を有する佐賀県隊友会や佐賀県警友会等とも連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動場所の提供や国民保護措置に関する必要な情報の提供を行うなど、その活動環境の整備を図る。

第3 通信体制の整備

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された佐賀地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

市は、県及び関係機関等と連携し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等の非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者（児）、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	

(3) 情報の共有（法第3条第4項）

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努め、情報の共有化を図る。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割の相互理解に努める。

(2) 防災情報の提供に関するシステムの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災情報の提供に関するシステムの整備を図る。

【資料編】

- 「防災情報の提供に関するシステム イメージ図」
- 「指定地方公共機関の連絡先」

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知））について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷又は疾病の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第2項）

市は、自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の担当者及び安否情報の回答責任者をあらかじめ定め、必要な体制の整備を図る。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行い、職員に対し、必要な研修・訓練を行うとともに、市全体の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【資料編】

- 安否確認サービスの概要
- 安否情報省令

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備(法第126条第1項、第127条第1項・2項)

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

- 「火災・災害時等即時要領(第3号様式)」118ページ

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治修習所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県・国の職員、危機管理等に関する知見を有する自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条第1項）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を行う。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、町内会、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における標示の設置、警察官による指示等による通行要領、区域又は道路の区間を指定した歩行者・車両通行禁止、又は制限等に関する交通規制下での避難要領等について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難

(1) 基礎的資料の準備（法第54条第1項及び第2項）

市は、迅速に避難実施要領の作成ができるよう、避難対象者リスト、市・県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

基礎資料	主要内容等
避難対象者リスト	・各行政区単位、離島に対しては、各離島単位のリスト
住宅地図	・人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ（外国人含む。）
区域内道路網のリスト	・避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト、道路地図
輸送力リスト	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ（鉄道網、航路、バス網、保有船舶、車両数など） ・漁船リスト
ヘリポートリスト	・ヘリポートの所在地、規模等
港湾施設リスト	・港湾の所在地、規模等
避難施設リスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資リスト	・備蓄物資の種類、数量、備蓄場所等のリスト
生活関連等施設等リスト	・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧	・食料品等の調達に関する関連事業者 ・避難時の輸送関連機関、事業者
関係機関との協定一覧	・大規模災害時の相互応援協定、消防相互応援協定等 ・食料品等の調達、輸送協力に関する協定等
町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等 ・ボランティア組織一覧
消防機関リスト	・消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・消防機関の装備資機材のリスト（NBC防護関連含む。）
災害時避難行動要支援者リスト	・災害時避難行動要支援者リスト
備考	・地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。 ・努めて、データベース策定

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者（児）等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者（児）等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する個別避難計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者の個別避難計画について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者（児）等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の個別避難計画を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））参照）。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所等单位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターン作成（法第61条）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

作成に当たっては、県の助言を受けるとともに、県警察からも避難経路の選定等について必要な助言を受ける。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携し、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する収集情報】

区分	収集内容等
輸送力に関する情報	保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
	本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
輸送施設に関する情報	道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
	鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
	港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における住民の避難の体制整備

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知及び国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関及び佐賀県水難救済会、漁業協同組合等の長との連携協力を努めるとともに、次に掲げる情報を把握するものとする。

【離島の全住民の避難を視野に入れた場合に把握しておくべき情報】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段及びその数量 ② 想定される避難先までの輸送経路及び所要時間 ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制 ④ 島内にある港までの輸送体制 など |
|--|

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	原子力安全対策課 産業グリーン化推進グループ
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理防災課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	該当なし
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	行政デジタル推進課
	6号	放送用無線設備	総務省	行政デジタル推進課
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	空港課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川砂防課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理防災課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	該当なし
	4号	高压ガス	経済産業省	該当なし
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	原子力安全対策課
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	該当なし

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁	所管県担当部局
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	危機管理防災課
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	薬務課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理防災課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	該当なし
	11号	毒性物質	経済産業省	該当なし

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄（法第142条、145条）

(1) 防災のための備蓄との関係（法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及び

バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携し、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット、SNS等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講習会等を実施する。また、高齢者、障がい者（児）、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。なお、「武力攻撃やテロなどから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等において、政府から市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに唐津市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、市の区域内での国民保護の総合的な推進を図ることになる。

しかしながら、負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、市は、政府からの市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが予想される。そこで、市における、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階での初動体制(緊急事態情報連絡室等)について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態情報連絡室の設置

(1) 設置基準

次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合

- ア 状況不明な場合等で事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合
- イ 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合
- ウ 他の都道府県(九州・中国・四国地方の各県を除く)に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合(自動設置)
- エ その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認める場合

(2) 設置目的

- ア 迅速な災害対処に備えるための情報収集
- イ 県等関係機関との連絡調整
- ウ 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施

(3) 設置場所

災害対策本部(災害情報連絡室)

(4) 主要活動内容

ア 情報収集

- (ア) 武力攻撃等の兆候に関する情報
- (イ) 被害発生のおそれに関する情報
- (ウ) 政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）の状況

イ 連絡調整

- (ア) 各市民センター、県及び関係機関等との連絡調整

ウ 緊急事態情報連絡室長が命じた事項等

(5) 所掌事務等

- ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態情報連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

- イ 勤務要領等の細部は「国民保護対策勤務要領マニュアル」を別途定める。

(6) 配備要員

- 地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害情報連絡室（第1警戒）と同様

(7) 対策本部への移行に要する調整

- 緊急事態情報連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態情報連絡室は廃止する。

《参考事項》

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 事態認定前における緊急事態警戒本部の設置

(1) 設置基準

次に掲げる事態に、総務部長が必要と認める場合

- ア 状況が逐次判明し、国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど、事態発生により迅速に対応できる体制をとる必要がある場合
- イ 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、市内に被害が発生するおそれがある場合
- ウ 市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合
- エ 中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）
- オ その他、総務部長（不在時総務部副部長）が必要と認める場合

(2) 設置目的

- ア 迅速な災害対処に備えるための情報収集
- イ 県等関係機関との連絡調整
- ウ 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施

(3) 設置場所

災害対策本部（災害情報連絡室）に設置する。

(4) 主要活動内容

- ア 情報収集
 - (ア) 武力攻撃等の兆候に関する事項

- (イ) 被害発生のおそれに関する情報
- (ロ) 対策本部を設置すべき旨の通知が行われた中国・四国地方の状況
- イ 警報の発令、住民避難、誘導等の準備に関する事項
- エ 連絡調整
 - 県及び関係機関等との連絡調整
- オ 緊急事態警戒本部長が命じた事項

(5) 所掌事務等

- ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態情報連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

なお、緊急事態情報連絡室又から緊急事態警戒本部に移行した場合は、緊急事態対策本部を設置した同時刻をもって、緊急事態情報連絡室を廃止する。
- イ 勤務要領等の細部は「国民保護対策勤務要領マニュアル」を別途定める。

(6) 配備要員

地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害警戒本部と同様

(7) 緊急事態警戒本部会議

緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに災害対策本部において、緊急事態警戒本部会議を開催する。

ア 緊急事態警戒本部会議の構成

緊急事態警戒本部会議は、総務対策部長を本部長とし、次の者をもって構成する。

構 成 員 (基 準)	
総務対策部長 (本部長)	教育対策副部長
総合政策対策副部長	各対策支部副支部長
市民環境対策副部長	消防対策副部長 (副消防長)
健康づくり対策副部長	ポートルース対策副部長
福祉こども対策副部長	総務課長
農林水産対策副部長	危機管理防災課長
商工観光対策副部長	財政課長
地域づくり対策副部長	広聴広報課長

都市整備対策副部長	※県、関係機関等からの派遣職員、及びその他本部長が必要と認めた者
上下水道対策副部長	

イ 緊急事態警戒本部会議の運営

緊急事態警戒本部会議は、緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、総務対策部長（本部長）の判断により、必要に応じ開催する。

(8) 対策本部への移行

緊急事態警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態警戒本部は廃止する。

3 事態認定前における緊急事態対策本部の設置

(1) 設置基準

次に掲げる事態に、市長が必要と認める場合

- ア 状況が一段と緊迫し、全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合
- イ 市・県内で、多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合
- ウ 九州地方の他の県及び県内の他の市町に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置）
- エ その他、市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））が必要と認める場合

(2) 設置目的

- ア 迅速な災害対処
- イ 情報収集及び県・国等関係機関との連絡調整
- ウ 武力攻撃等に対する適切な措置の実施

(3) 設置場所

災害対策本部（災害情報連絡室）

(4) 主要活動内容

ア 被災者の救難、救助、保護

イ 国、県、関係機関との連携

ウ 情報収集

(ア) 武力攻撃等状況

(イ) 武力攻撃等災害状況

特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報

・県、関係機関等の緊急事態対策活動状況

エ 警報の発令、住民避難、誘導の準備に関する事項

オ 各市民センター、県及び関係機関等との連絡調整

カ 緊急事態対策本部長が命じた事項

(5) 所掌事務等

ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

なお、緊急事態情報連絡室又は緊急事態警戒本部から緊急事態対策本部に移行した場合は、緊急事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態情報連絡室又は緊急事態警戒本部を廃止する。

イ 勤務要領等の細部は「国民保護対策勤務要領マニュアル」を別途定める。

(6) 配備要員

地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様

(7) 緊急事態対策本部会議

緊急事態対策本部会議の組織の構成

ア 本部長：市長

(本部長に事故があった場合は、副本部長がその職務を代理する)

イ 副本部長：副市長

(本部長職務代理の優先順)

ウ 本部会議の構成

【本部会議の構成員】

構 成 員 (基 準)	
本部長	消防対策部長
副本部長	市民センター長
総務対策部長	議会事務局長
総合政策対策部長	教育対策部長（教育長、教育部長）
市民環境対策部長	ボートレース対策部長（企業局長、企業局次長）
健康づくり対策部長	総務課長
福祉子ども対策部長	危機管理防災課長
農林水産対策部長	財政課長
商工観光対策部長	広聴広報課長
地域づくり対策部長	※県、関係機関等からの派遣職員及びその他本部長が必要と認めた者
都市整備対策部長	
上下水道対策部長	

(8) 本部会議の開催

- ア 緊急事態対策本部を設置した直後に実施する。
- イ 必要の都度本部長が召集する。
- ウ 本部長は、対策本部会議の議長となる。
- エ 市対策本部長が必要と認めるとき、県の職員その他市職員以外の者の市対策本部への会議出席を要請する。

(9) 対策本部への移行

緊急事態対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態対策本部は廃止する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順等

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町の指定の通知受領

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び本部関係職員の参集

市対策本部担当者は、各対策部長、職員等に対し、別に定める災害発生時の連絡通報体制等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、災害対策本部（災害情報連絡室）に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

特に、関係機関等と相互に電話、FAX、電子メール等を用いることができるように、通信手段の状態を確認する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

(ア) 市は、市対策本部が被災し、対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設（優先順）を

①「浜玉市民センター」又は「大手口センタービル」

②「その他の市民センター」とする。

(イ) 市区域外への避難が必要で、市の区域内に対策本部を設置することができない場合には、市対策本部の設置場所について知事と協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市

における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

(3) 災害対策基本法等に基づく措置が講じられている場合

市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(4) 市対策本部の組織構成及び分掌事務

市対策本部の組織構成及び各組織の分掌事務は次のとおりとする。

ア 共通事項

対策部等	分掌事務
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査、報告等に関する事項 ・応急対策に関する事項 ・被害復旧に関する事項 ・安全確保に関する事項 ・各対策部、対策支部及び県等との連絡調整に関する事項 ・災害対策本部長が命じた事項 ・避難場所（避難集合施設）の開設、設置、運営に関する事項

イ 各部等が所管する分掌事務

対策部等	分掌事務
総務対策部	<p>【情報総括担当】（危機管理防災課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害等状況の把握に関する事項 ・緊急事態対策本部、現地調整所、緊急事態警戒本部及び緊急事態情報連絡室の設置、運営等及び廃止に関する事項 ・緊急事態対策本部会議等に関する事項 ・関係機関との連絡、調整等に関する事項 ・自衛隊に対する国民保護等派遣の要請 ・気象情報の収集 ・警報等の発令に関する事項 ・避難の指示及び警戒区域の設定及び住民避難に関する事項 ・消防本部との調整等に関する事項 ・災害応急対策、復旧の推進及びこれらに対する総合調整、統制、

対策部等	分掌事務
	<p>連絡に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長の命による各対策部及び各対策支部への指示、統制に関する事項 <p>【情報集約担当】（総務課、情報公開室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務対策部関係及び市域全体の被害のとりまとめ、並びに、被害速報等県、関係機関への報告に関する事項 ・被害情報の収集・整理に関する事項 ・市民の退避及び人命救助に関する総括事項 ・自衛隊の受入に関する事項 ・応急復旧、応急対策に関する事項 ・電話施設の整備に関する事項 ・各対策部及び対策支部との連絡・調整に関する事項 ・部内の応援に関する事項 ・他の対策部の所掌事務に属しない事項 <p>【動員担当】（人事課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動職員の把握及び職員の配置に関する事項 ・出動職員の事故、損害補償、実費弁償、公務災害給付及び健康管理に関する事項 <p>【庁用車配備担当】（財産管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内自動車の配備及び整備に関する事項 ・住民避難時における輸送に関する事項 ・市有財産の被害の総括に関する事項 <p>【物品調達担当】（契約検査課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧、応急対策に係る資材の購入に関する事項 ・物品の調達に関する事項
<p>総合政策対策部</p>	<p>【情報収集担当】（企画政策課、秘書課、行政マネジメント課、新市民会館建設推進室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合政策対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・本部長、副本部長、国及び県関係者の被災地視察等に関する事項 ・各対策部に対する応援に関する事項 <p>【情報基盤・広報担当】（情報政策課、広聴広報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の被害調査及び復旧に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報、避難の指示その他の情報の住民に対する伝達及び広報等に関する事項 ・行政放送等による被害情報の提供に関する事項 ・記者発表その他報道機関との連絡及び相互協力に関する事項 ・被害写真の撮影、収集及び記録の作成に関する事項 ・住民からの要望の処理、市民からの相談に関する事項 【秘書担当】（秘書課） ・本部長等の秘書に関する事項 【物品調達担当】（財政課） ・財政措置に関する事項
市民環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> 【市民総務担当】（市民課、人権・同和対策課、税務課、債権管理課） ・市民環境対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・市民及び市に在住する外国人等の安否に関する事項 ・各対策部に対する応援に関する事項 【防疫・清掃担当】（環境課・環境施設課） ・防疫に関する事項 ・火葬に関する事項 ・避難場所（避難集合施設）のゴミ収集に関する事項 ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項 ・各対策部に対する応援に関する事項
健康づくり対策部	<ul style="list-style-type: none"> 【被災者支援担当】（保険年金課） ・健康づくり対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・所管施設との連絡調整及び被害状況の把握並びに復旧に関する事項 ・所管施設における援助、協力関係者との連絡及び調整に関する事項 【救護・医療担当】（健康増進課、地域医療課、市民病院等） ・県医療関係者の派遣要請に関する事項 ・医療の提供及び助産に関する事項 ・避難住民の健康管理に関する事項 ・医療関係施設の被害調査及び復旧に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 ・診療資材、薬剤の調達及び管理に関する事項 ・患者の避難及び保護に関する事項 ・救護班編成及び出動に関する事項 ・入院患者に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・本部との連絡に関する事項 【高齢者支援・要介護者支援担当】（地域包括支援課、介護保険課） ・高齢者等の援護に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 ・要介護者等の援護に関する事項
<p>福祉子ども 対策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【被災者支援担当】（福祉総務課、こども家庭課、児童保育課） ・福祉子ども対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・所管施設との連絡調整及び被害状況の把握並びに復旧に関する事項 ・児童生徒等の保護に関する事項 ・施設児の安全避難に関する事項 ・所管施設の避難場所（避難集合施設）の管理等に関する事項 ・福祉避難施設（避難集合施設）の管理等に関する事項 ・所管施設における援助、協力関係者との連絡及び調整に関する事項 ・生活必需品の配布に関する事項 ・ボランティアに関する事項 【高齢者支援・要介護者支援担当】（高齢者支援課） ・高齢者等の援護に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 ・要介護者等の援護に関する事項 【障がい者支援担当】（障がい者支援課、障がい者支援センター） ・身体障がい者（児）、知的障がい者等の援護に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項 【生活保護担当】（生活支援課） ・生活保護、行旅病死人及び浮浪者等に関する事項 ・部内に対する応援に関する事項
<p>農林水産対 策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【農業対策担当】（農政課、農地林務課） ・農林水産対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・農産物の被害状況調査及び被害対策並びに復旧に関する事項 ・農産物に対する技術応急措置に関する事項 ・農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項 ・農地、農業用施設の被害調査、報告及び復旧に関する事項 【林業対策担当】（農地林務課） ・林産物の被害状況調査に関する事項 ・林産物に対する技術応急措置に関する事項 ・林道及び林業施設の災害対策及び復旧に関する事項

対策部等	分掌事務
	<p>【水産業対策担当】（水産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物の被害状況調査に関する事項 ・水産物に対する技術応急措置に関する事項 ・漁港、海岸、堤防の被害状況調査及び復旧に関する事項 ・漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項 ・緊急輸送（漁船）に関する事項
<p>商工観光対策部</p>	<p>【商工業対策担当】（商工振興課、からつブランド・ふるさと寄付推進課、企業立地課、新エネルギー産業課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光対策部関係の被害のとりまとめ、報告及び復旧に関する事項 ・バス・トラック等による緊急輸送に関する事項 ・食料・飲料水の供給に関する事項 ・各対策部の応援に関する事項 ・緊急必需物資の価格安定及びこれらに係る広報資料の作成に関する事項 <p>【観光業対策担当】（観光課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者等の安否情報に関する事項 ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項
<p>地域づくり対策部</p>	<p>【地域被災状況調査担当】（地域政策課、移住定住促進課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり対策部関係の被害のとりまとめ、報告及び復旧に関する事項 ・離島における被害情報の収集に関する事項 ・国際交流に伴う外国人の被害調査及び支援に関する事項 <p>【公共交通情報担当】（地域政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関（生活路線バス、離島航路）の情報収集に関する事項 <p>【施設管理担当】（文化振興課、スポーツ振興課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項
<p>都市整備対策部</p>	<p>【道路河川対策担当】（道路河川管理課、第一工務課、第二工務課、都市計画課ほか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・道路、橋梁、河川の被害調査及び復旧に関する事項 ・都市ガス事業者への被害調査に関する事項 ・市民の安全避難にかかる主要道路（避難道路）の確保に関する事項

対策部等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防管理に関する事項 【道路河川情報収集担当】（みなと振興課、都市計画課、建築住宅課ほか） ・ 建設業協会との連絡調整及び応援要請に関する事項 ・ 労働力の確保及び供給並びに輸送に関する事項 ・ 街路樹、街路灯、公園施設等所管施設の被害調査及び報告に関する事項 ・ 土木関係施設の復旧に関する事項 ・ 被災家屋等の調査に関する事項 ・ 市営住宅の被害調査、報告及び復旧に関する事項 ・ 応急仮設住宅の設置及び住居の斡旋に関する事項
<p style="text-align: center;">上下水道対策局</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【上水道対策担当】 ・ 上下水道対策部の被害の取りまとめ、報告に関する事項 ・ 断水状況の調査及び報告に関する事項 ・ 上水道施設の復旧等に関する事項 ・ 断水地域への応急・派遣給水及び飲料水、生活用水の応急給水に関する事項 ・ 水源の取水停止及び摂取制限に関する事項 ・ 上水道の安全に関する事項 【下水道対策担当】 ・ 水道設備の被害調査、安定供給のための応急対策 ・ 下水道施設の被害調査、報告及び復旧に関する事項 ・ 下水道施設の保全及び復旧作業に関する事項
<p style="text-align: center;">ボートレース対策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【ボートレース対策担当】 ・ 来場者の安全の確保及び救急・救助、避難等に関する事項 ・ ボートレース対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・ 競走場内施設全般（場外施設含む）の被害調査及び復旧に関する事項 ・ 他の対策部に対する応援に関する事項
<p style="text-align: center;">教育対策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【教育総務担当】（教育総務課、教育施設課） ・ 教育対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・ 学校等所管施設の被災状況調査、報告及び復旧に関する事項 ・ 所管する施設等の情報収集に関する事項 ・ 避難場所（避難集合施設）の管理等に関する事項

対策部等	分掌事務
	<p>【学校教育担当】（学校教育課、学校支援課、学校給食課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品の供与に関する事項 ・生徒等の避難に関する事項 ・生徒等の保護に関する事項 ・生徒等の応急教育に関する事項 <p>【公民館施設管理担当】（生涯学習文化財課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び復旧に関する事項 ・所管施設における避難場所（避難集合施設）管理等に関する事項 ・住民の避難状況の報告に関する事項 <p>【図書館施設管理担当】（近代図書館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代図書館施設の被災状況調査、報告及び復旧に関する事項
消防対策部	<p>【消防担当】（消防総務課、予防課、警防課、情報指令課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項 ・消防相互応援協定による応援に関する事項 ・住民等の避難誘導に関する事項 <p>【消防団担当】（地域消防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水（消）防団に対する出動命令に関する事項 <p>【救急・救助担当】（消防署）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救急・救助及び消火に関する事項 ・水（消）防活動に関する事項
各支部（市民センター）	本庁各対策部の分掌事務に準じ、処理すべき事項
構成員（議会議務局、行政委員会等）	各対策部、対策支部の支援に関する事項（総務対策部の指示による）

※各対策部の構成課等の細部は、「唐津市災害対策本部規程」（平成17年規程第17号（平成19年6月1日））に準拠する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

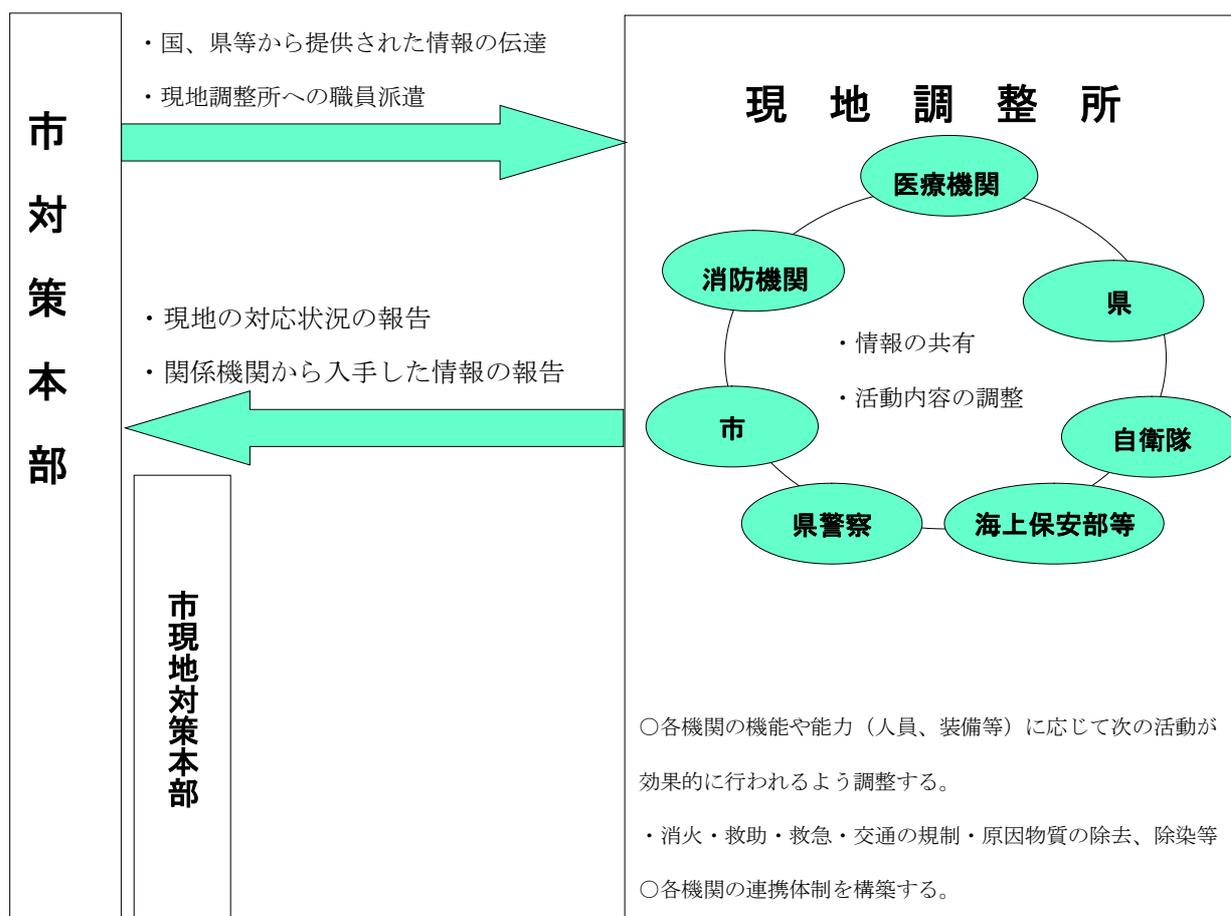
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員そ

の他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市の現地対策本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整するため、市現地対策本部に現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【市対策本部と現地調整所との関係】



《参考》現地調整所の性格

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
 - ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
 - ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(ア) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(イ) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(ロ) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(エ) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(オ) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、60MHz防災行政無線システム及び280MHzデジタル同報無線システムや全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）インターネット、行政放送、LGWAN（総合行政ネットワーク）、消防用無線系等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部（現地調整所）、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

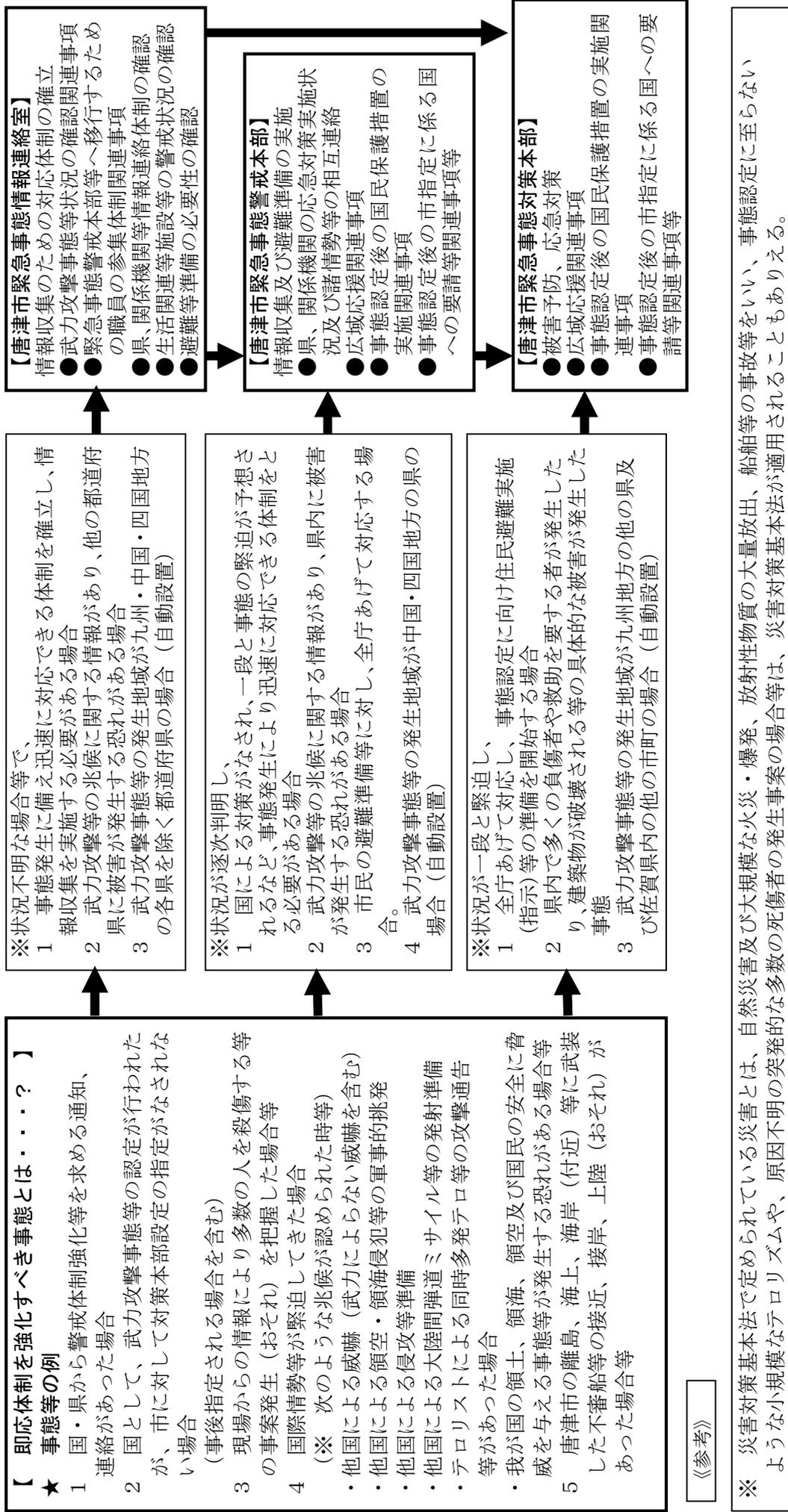
(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

国が、唐津市に対し事態認定をしていない場合の唐津市の対応（概要） （他の都道府県に対し事態認定がなされている場合も含む）



国が、唐津市に対し事態認定をした場合の唐津市の対応（概要）

【認定される事態とは】（武力攻撃事態対処法）

- ・次に示す事態等において、国が国民保護対策本部を設置すべき市として唐津市を指定した場合
 - 1 武力攻撃事態等の場合
 - (1) 武力攻撃事態の場合
 - 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
 - (2) 武力攻撃予測事態の場合
 - 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
 - 2 緊急対処事態の場合
 - 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む）で国家として緊急に対処することが必要なもの。

【唐津市国民保護対策本部】
 （法第27条）

- ★市の区域に係る国民保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
 - 1 国、県、関係機関との連携
 - 2 国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施

【唐津市国民保護現地対策本部】

- 対策本部の事務の一部を行う
- ※状況により設置

《参考》

- ※国は、武力攻撃事態等に至り「対処基本方針」の中に国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市の指定等を定め、閣議決定する。
 （法第25条）
- ※都道府県知事及び市町村長は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村として指定するよう要請することができる。
 （法第26条）

【国民保護措置のための市の活動体制】

事態認定 名称	事態認定前			事態認定後	
	緊急事態情報連絡室	緊急事態警戒本部	緊急事態対策本部	国民保護対策本部	国民保護対策本部
本部 設置 基準	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 1 状況不明な場合等で事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 3 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 4 その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認める場合	次に掲げる事態に、総務部長が必要と認める場合 1 状況が逐次判明し、国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど事態発生により迅速に対応できる体制をとる必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合 3 市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合 4 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 5 その他、総務部長が設置の必要があると認める場合	次に掲げる事態に、市長が必要と認める場合 1 状況が一段と緊迫し、全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合 2 市・県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合 3 九州地方の他の県及び県内の他の市町に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 4 その他、市長が設置の必要があると認める場合	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合	
本部 設置 目的	1 迅速な災害対処に備えるための情報収集 2 県等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施 災害対策本部（災害情報連絡室）	1 迅速な災害対処に備えるための情報収集 2 県等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施 災害対策本部（災害情報連絡室）	1 迅速な災害対処 2 情報収集及び県・国等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃等に対する適切な措置の実施 災害対策本部（災害情報連絡室）	国・県及び関係機関等と一体となった武力攻撃等に対する迅速な国民保護措置の実施 災害対策本部（災害情報連絡室）	
設置 場所	危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）	総務部長（不在時総務副部長）	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	
発令者	危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）	総務部長（不在時総務副部長）	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	
組織 の 構成 の 基準	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害情報連絡室（第1警戒）と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害警戒本部と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様	
主要 活動 内容	1 情報収集 ・ 武力攻撃等の兆候に関する情報 ・ 被害発生のおそれに関する情報 ・ 政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）の状況 2 連絡調整 ・ 県及び関係機関等との連絡調整 3 緊急事態情報連絡室長が命じた事項等	1 情報収集 ・ 武力攻撃等の兆候に関する事項 ・ 被害発生のおそれに関する情報 ・ 対策本部を設置すべき旨の通知が行われた中国・四国地方の状況 2 警報の発令、住民避難、誘導等の準備に関する事項 3 連絡調整 ・ 県及び関係機関等との連絡調整 4 緊急事態警戒本部長が命じた事項	1 被災者の救難、救助、保護 2 国、県、関係機関との連携 3 情報収集 ・ 武力攻撃等状況 ・ 武力攻撃等災害状況 特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報 ・ 県庁、関係機関等の緊急事態対策活動状況 4 警報の発令、住民避難、誘導の準備に関する事項 5 県及び関係機関等との連絡調整 6 緊急事態対策本部長が命じた事項	1 国、県、関係機関との連携 2 国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施 3 国民保護対策本部長が命じた事項	
備考	※ 各対策本部の勤務要領等の細部は、「国民保護対策本部勤務要領マニュアル」による。				

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部等との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

市は、必要に応じ、市対策本部（又は市現地対策本部）と県（国）の現地対策本部との合同会議開催を県に要請し、県（国）との情報共有等に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊佐賀地方協力本部長又は市の協議会委員の所属する部隊を通じて、西部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。
- (3) 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

【自衛隊の部隊等の派遣の要請に当たり明確にすべき事項】

- 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容（※）
- 4 その他参考となるべき事項

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ① 避難住民の誘導
（救助を必要とする対象人員数及び内訳（特に、高齢者、障がい者（児）等救助に当たり配慮を必要とするもの等）、誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援
（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処
（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧
（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

4 他の市町長等への応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難

所等に臨時に設置される市ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

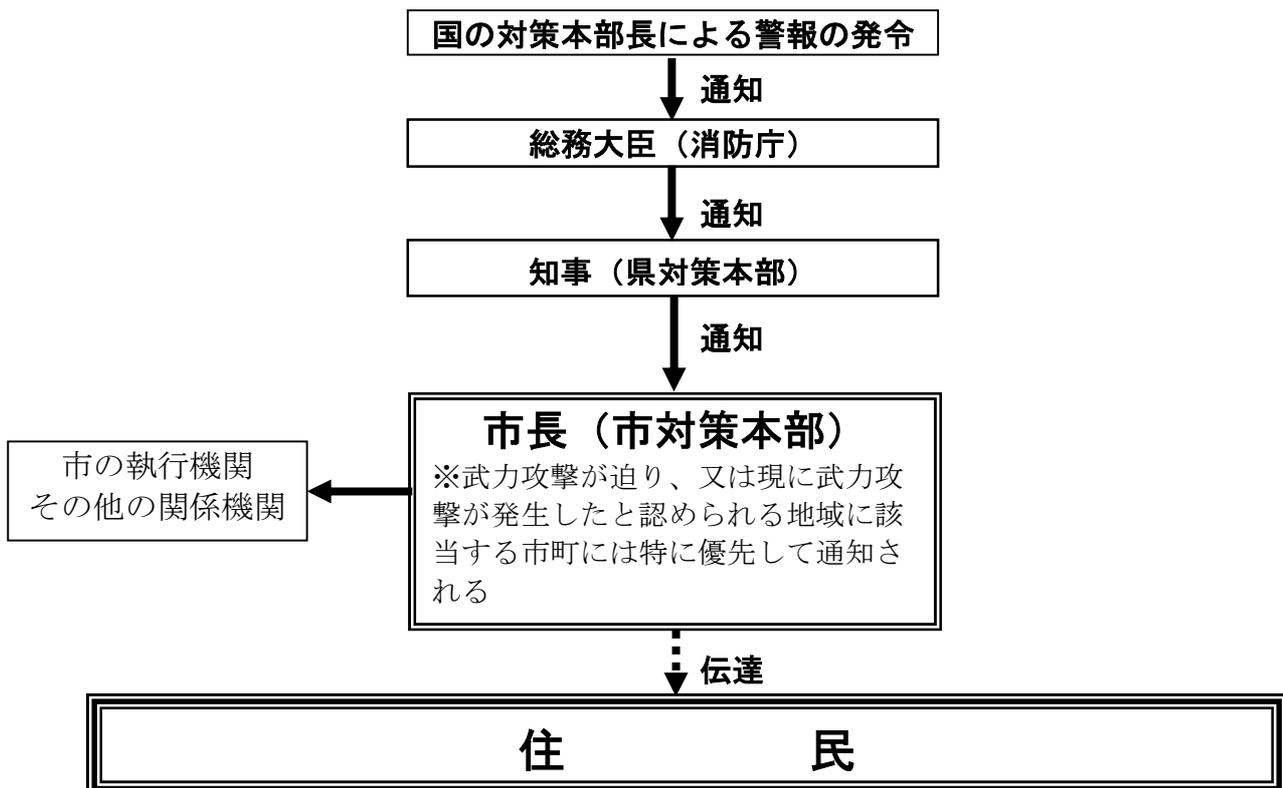
市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.karatsu.lg.jp>) に警報の内容を掲載する。

関係機関への警報の通知・伝達経路は、次のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※【国が定めたサイレン】

平成17年7月6日付け閣副安危第281号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて(危機管理監決裁)の決定」通知で示されたサイレン

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部、消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととされている。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者(児)、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で個別避難計画を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

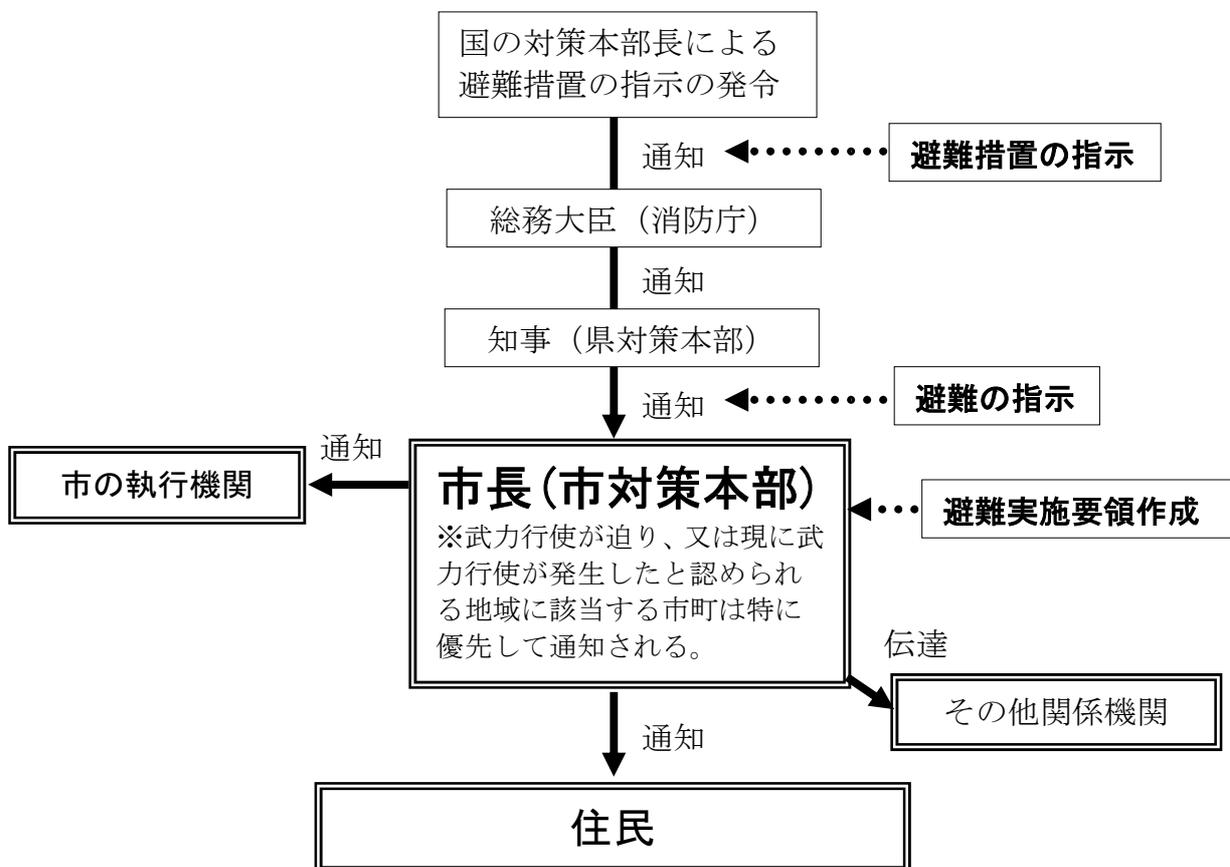
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項等）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

【県国民保護計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要支援者の避難方法の決定（個別避難計画、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

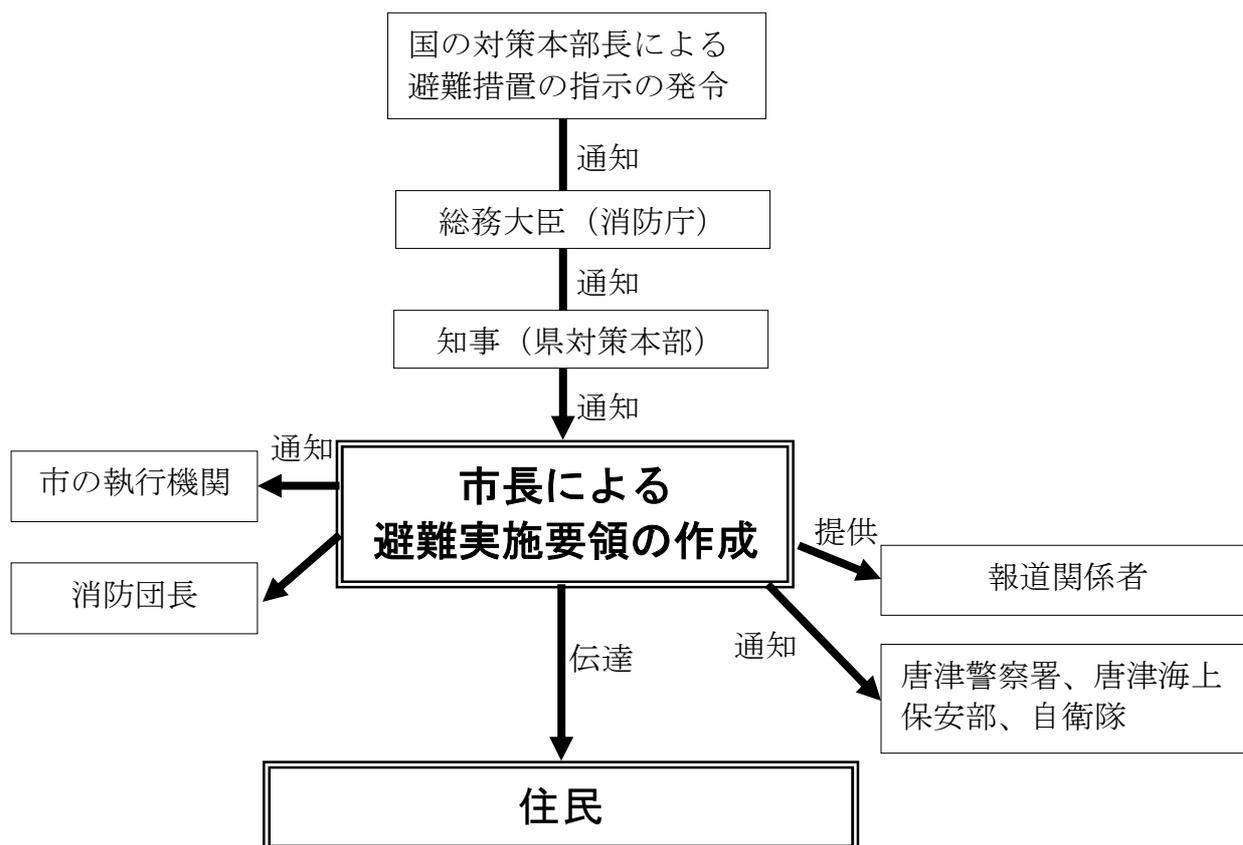
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、消防団長、唐津警察署長、唐津海上保安部長及び自衛隊佐賀地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難実施要領の例

(1) 避難実施要領の例

【資料編】 ● 「避難パターン」に示す。

(2) 唐津市における避難パターン

ア 市は、武力攻撃災害（おそれ）等に対応し、住民の生命、身体の安全等を確保するために、市の国民保護措置と県及び関係機関との連絡・調整等の連携を容易にするため、避難実施要領のパターン作成の基礎となる避難パターンを定める。

イ 避難パターンは、住民が緊急的な避難措置として行う近傍避難から、大規模な武力攻撃災害に備えた、市、県、国規模での大規模避難に至るまでを想定し作成する。

ウ 離島における避難は、避難のための緊急移動手段の確保が困難なことを想定し、島民に対する避難の方法の周知徹底を図るとともに、当初各離島のそれぞれの港に住民を集合させ、事後船舶輸送を主体として計画する。

船舶輸送を伴う場合の一例としては、市、県、国規模で行う大規模避難の場合は直接指定避難場所の港に直行し、避難が比較的小規模の場合は、離島近傍の本土の港に移動して、これらの港に到着以降の避難要領は、本土住民避難に準じて避難する場合等がある。

【離島における避難対応の基本】

市は、県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、県対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めていた避難実施要領のパターンを基に、県警察、唐津海上保安部その他の関係機関の意見を聞いて、避難実施要領を定める。
 （「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

エ 避難行動要支援者対策としては、健康上考慮しなければいけない住民を優先し、ドクターヘリ等の要請を実施する等の避難処置を講じる。

オ 避難実施要領パターン作成等の細部は、あらかじめ別途「避難マニュアル」を作成する。

カ 武力攻撃事態等における避難パターン

キ 避難所

【資料編】 ● 「避難施設一覧表」

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 消防事務の委託を受けている玄海町との連携

ア 市は、玄海町と「委託者と唐津市における消防に係る事務の委託に関する規約（H17. 1. 1）」に基づき相互に連携する。

（非常備、消防水利施設の設置及び維持に関する事務を除く。）

イ 市は、避難住民の誘導にあたり、平素から唐津市及び玄海町相互の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等について、十分な調整を行い、作成する。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者（児）等への配慮

市長は、高齢者、障がい者（児）等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者（児）団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、市は、「個別避難計画」を策定し、当該計画に沿って対応を行う。

《参考》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安感の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、動物の保護等に関して配慮すべき事項について、環境省及び農林水産省の国民保護計画を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるように努める。

ア 危険動物の逸走対策や家庭動物等の保護等の対策

イ 要避難地域等において飼養、保管されていた家畜の保護又は適切な飼養等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

《参考》指定地方公共機関による運送の実施（法第71条第2項）

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

1 救援活動

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する救援の措置の補助を行う。

※参考情報 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救

援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

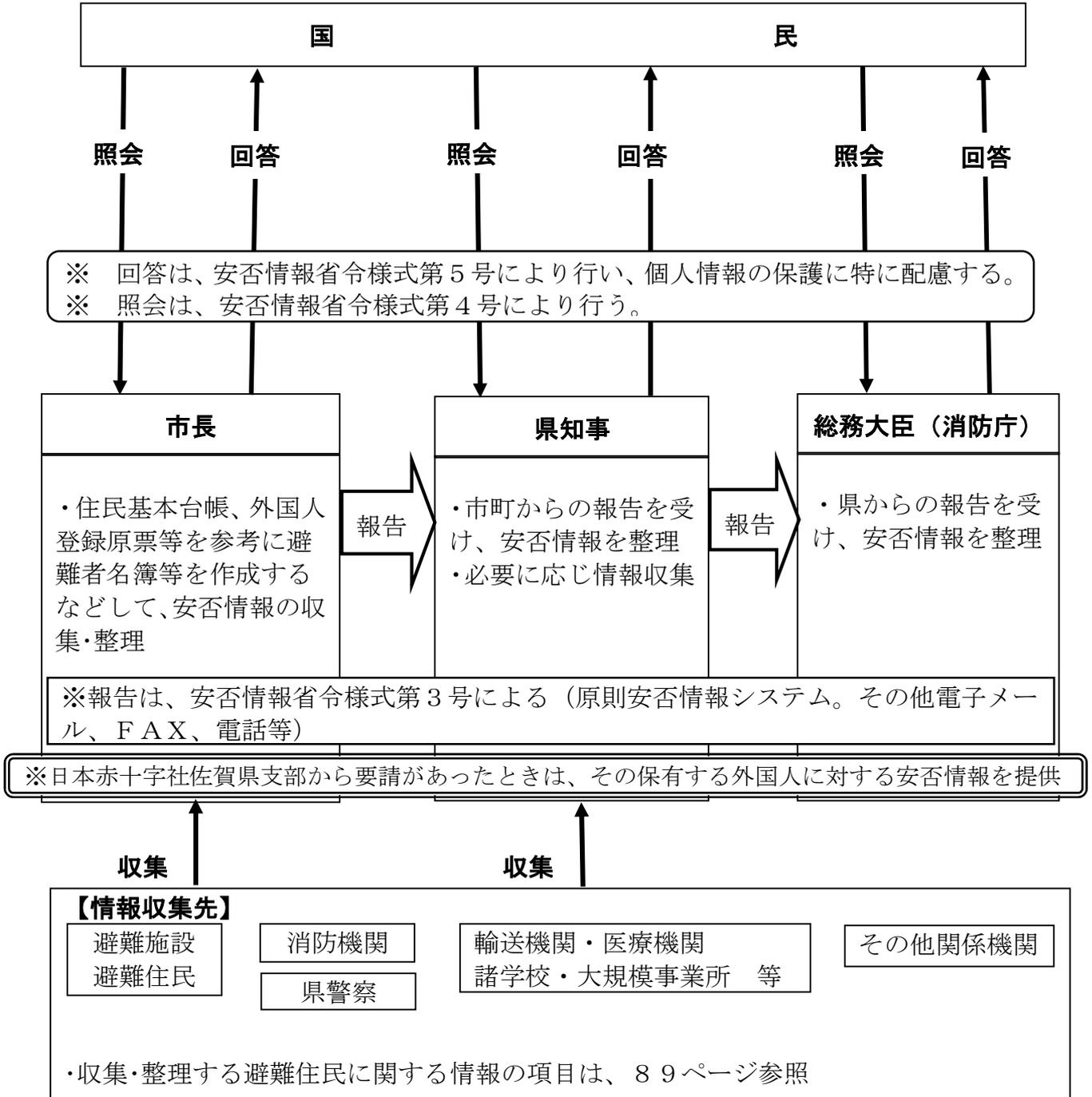
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供に当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

【 安否情報の収集、整理及び提供の流れ 】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(4) 収集・整理する避難住民に関する情報の項目

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

① 氏名	⑩ 現在の居所
② フリガナ	⑪ 連絡先その他必要情報
③ 出生の年月日	⑫ 親族・同居者からの照会があれば、上記①～⑩を「回答」、「回答希望しない」を選択
④ 男女の別	
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	⑬ 知人からの照会があれば、上記①、⑦、⑧を「回答」、「回答希望しない」を選択
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	⑭ 上記①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、「同意する」か「否」か選択
⑨ 負傷又は疾病の状況	

《死亡した住民に関する情報（上記①～⑦に加えて）》

⑮ 死亡の日時、場所及び状況
⑯ 遺体が安置されている場所
⑰ 連絡先その他必要情報
⑱ 上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、「同意する」か「否」か選択

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の必要事項を、原則として総務省（消防庁）が運用する武力攻撃事態等に

おける安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により報告する。

ただし、安否情報システムが利用できない場合には、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付するものとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面で提出することができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 その他の留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の

手続きその他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成17年4月1日付け消防国第22号。消防庁国民保護室長通知）」の留意事項に留意しながら、実施する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地対策本部（現地調整所）を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険

性が少ないと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地対策本部（現地調整所）における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示して、広報者等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 損失補償

市長は、国民保護法に基づく土地等の一部仕様等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

4 消防に関する市が行う措置等

(1) 県警察等との連携

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の

下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市が被災地以外の場合は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（令第29条）

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記第2項【措置】の(ア)から(ウ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

第1編第4章第10項のとおり、市には、石油コンビナート等関連施設が所在する。石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施（国民保護法第107条）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地対策本部（現地調整所）を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地対策本部（現地調整所）から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所において消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖

	対象物件等	措置
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

5 武力攻撃原子力災害への対処

国の基本指針を踏まえ、原子力発電所については、本編 第7章 第3 1「生活関連等施設の安全確保」等に関する措置も講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として「唐津市地域防災計画」（第4編 原子力災害対策）及び「佐賀県地域防災計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑みた必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 基本的事項

ア 基本的考え方

(ア) 特別な配慮

市は、玄海原子力発電所から約0.5Kmの所に鎮西町が、約2Kmの所に

肥前町が隣接している。

また、玄海原子力発電所から5Km（PAZ）圏内に3,550名（令和7年4月1日現在）、約5～30Km（UPZ）圏内に109,627名（令和7年4月1日現在）の住民が居住している。

UPZ圏内には、高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の離島を有する。これらの特性は、住民の生命、身体及び財産を保護するうえで重大な事態である「武力攻撃原子力災害」への特別な配慮を必要とする。

(イ) 地域防災計画（第4編 原子力災害対策）に準じた措置の実施

市長は、知事と連携し、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として「唐津市地域防災計画」（第4編 特殊災害対策）及び「佐賀県地域防災計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

イ 県（国）の対策本部等との緊密な連携

(ア) 法では、武力攻撃原子力災害への対処についても、国の対策本部において総合的に推進することとされており、知事は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難、放射線量の測定その他情報の収集等の応急対策を実施することとされている。

(イ) 市長は、国対策本部及び県対策本部と緊密に連携しオフサイトセンターへの職員派遣、関係機関に対する専門職員の派遣要請等を行い、正確な情報の収集・伝達を行う等対策本部等の応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

また、市をはじめ、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関とともに、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策の実施に万全を期すものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

ア 関係機関との連携

市長は、平素から原子力発電所に対するゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、テロによる攻撃等を想定し、県、国、原子力事業者、その他防災機関と武力攻撃事態等に備えた相互の連携体制の整備に努める。

イ 環境放射線モニタリング体制との連携強化

市長は、知事が実施する、県防災計画の定めにより平常時の環境放射線モニタリング体制の整備に協力するとともに、原子力発電所への武力攻撃事態等も想定して、平常時から緊急時モニタリング要員の確保、観測機器等操作

の習熟など緊急時モニタリング体制の整備に協力する。

特に、原子力発電所周辺に設置してあるモニタリングポスト等観測機器は、武力攻撃等の発生により破損することも考えられることから、移動可能な環境放射線モニタリング装置の点検・整備等の措置に協力する。

ウ 県被ばく医療体制との連携強化

市長は、知事が実施する、県防災計画の定めにより別に定めた「佐賀県緊急原子力災害医療対応マニュアル」に基づく活動と連携し、訓練などを通じ平素の体制の連携確認に努める。

特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく者が発生するおそれもあることから、国、県、近隣県の医療機関に対し、被ばく者の受け入れを要請することも想定し、平素からそれら関係機関との連携に努めるものとする。

エ 安定ヨウ素剤等の備蓄等

市長は、武力攻撃原子力災害の発生による、放射性ヨウ素の放出に備え、予防的に服用すれば、体内への放射性ヨウ素の蓄積を防ぐことができる安定ヨウ素剤について、市防災計画に基づく備蓄と相互に兼ねて備蓄するものとする。

オ 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施

市長は、知事及び関係機関等と連携し、武力攻撃原子力災害への対処の重要性に鑑み、具体的な事態の想定として、原子力発電所及び周辺地域での武力攻撃事態等を想定した訓練を原子力防災訓練等と連携して、実施するものとする。

(3) 安全確保のための要請等

ア 安全確保のための要請等

市長は、原子力発電所が危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、知事を通して、原子力発電所の管理者に対して、次の安全確保のための措置を要請するよう求める。

(ア) 施設の巡回の実施

(イ) 警備員の増員

(ウ) 県警察及び海上保安部等との連絡体制の強化等による警備の強化

(エ) 防災体制の充実

(オ) その他施設の安全確保のために必要な措置

イ 立入制限区域の指定の要請

市長は、安全確保のため必要があるときは、知事に対し、速やかに、県公安委員会又は唐津海上保安部長に対して、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立入制限区域に指定すべく要請するよう求める。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立ち入り制限区域として指定する。

ウ 原子炉の運転停止等の要請

市長は、知事に対し、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請することを求める。

また、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要すると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者自らの判断により、原子炉の運転停止等適切な措置を要請するよう求める。

- 「《参考》原子炉の運転停止について」 107ページ

《参考》原子炉の運転停止について

- 武力攻撃事態等において、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所を設置する原子力事業者（地域を定めずに、警報が発令されたときは、全ての原子力事業者）は、直ちに、代替電力の確保等原子炉の運転停止に向けた必要な措置を講ずることとされている。
- 原子力規制委員会は、武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所（地域を定めずに警報が発令されたときは、必要と認める原子力発電所）を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずることとされている。
- また、原子力事業者は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要するときは、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、自らの判断により直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

エ 武力攻撃等の兆候の通報

原子力事業者は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合は、直ちに知事、玄海町長、関係消防長、関係警察署長及び唐津海上保安部長に通報するよう努めることとされている。

(4) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

ア 原子力管理者による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、直ちに周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡するとともに、併せて、専門家の招集体制の整備及び現地への迅速な派遣に必要な移送手段等の事前の調整等について、県防災計画で定める例により関係機関等に連絡することとしている。

- 「《参考》原子力防災管理者による通報」 108ページ

《参考》原子力防災管理者による通報

原子力災害対策特別措置法（原災法）第10条では、一定基準以上の放射線量が検出されたことその他の事象（特定事象）の発生を要件として、原子力防災管理者の通報義務を定めているが、有事においては、初動の迅速性の確保が特に必要であるため、国民保護法では、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が放出される場合に加え、放出する「おそれ」がある場合についても、原子力防災管理者に通報義務を課している。

この場合、原子力防災管理者は次に定める機関にそれぞれ通報することとされている。

- 1 原子力発電所からの放出又は放出するおそれがある場合
 - (1) 原子力規制委員会
 - (2) 知事
 - (3) 所在市町長
 - (4) 関係隣接県知事
- 2 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放出又は放出するおそれがある場合
 - (1) 原子力規制委員会及び国土交通大臣
 - (2) 知事
 - (3) 当該事実が発生した場所を管轄する市町長

また、指定行政機関の長（原子力規制委員会）が放射性物質又は放射線が放出又は放出されるおそれがあると認めた場合（原子力事業者及び知事等より先に把握した場合）は、指定行政機関の長は、次に定める機関に通知することとされている。

- ア 知事
- イ 所在市町長
- ウ 関係隣接県知事

※ なお、指定行政機関の長は、原子力防災管理者又は知事から通報を受けた場合、若しくは自ら把握した場合は、直ちに国の対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知することとされている。

イ 知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行うこととされている。また、併せて、上記アにより関係機関等に連絡することとされている。

(5) 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び知事による通知等

ア 国の対策本部長による公示

国の対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次の事項を公示しなければならないこととされている。

- (ア) 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域（応急対策実施区域）
- (イ) 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- (ウ) 上記(ア)、(イ)の他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

《 参 考 》

国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示は、原子力災害対策特別措置法15条第2項に規定する「原子力緊急事態宣言」に相当するものである。

イ 知事による公示の通知

国の対策本部長が公示した場合、知事へは警報の通知と同様に、総務大臣（消防庁）を通じて通知されることとされており、通知を受けた知事は、県国民保護計画 本編 第4編 第1の2（1）の警報の通知に準じて、次の関係機関に当該公示の内容を通知する。

- (ア) 市町長
- (イ) 放送事業者その他の指定地方公共機関
- (ウ) 県の執行機関（本庁の知事部局）

- (エ) 県の他の執行機関（県警察、県教育委員会等）
- (オ) 県の関係現地機関
- (カ) 消防本部
- (キ) その他の関係機関

(6) 市長が行う放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報及び公示

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定めた連絡手段により、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。

イ 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にもその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び県に通報する。

※ 実用発電用原子炉等にあつては、内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(7) 活動体制の整備

ア 現地対策本部への設置等

(ア) 内閣総理大臣は、「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報」

（以下「通報」という。）がなされた場合には、武力攻撃原子力災害への初動の迅速性の確保等の観点から、安全の確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部をオフサイトセンターに設置する、又は、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとされている。

また、国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、県や関係市町とともに、「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」を組織することと

されている。

(イ) 県では、通報を受けたときは、直ちにオフサイトセンターに県の現地対本部を設置し、県防災計画で定める災害対策本部を設置する場合の体制により活動体制を整備することとしている。

(ウ) 市は、オフサイトセンターに市の職員を派遣して、国及び県の原子力災害体制と連携する。

イ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

(ア) 市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣して、同協議会と必要な連携を図る。

(イ) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会派遣職員により、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供・収集を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(8) 応急対策の実施等

ア 応急対策の内容

国の対策本部長が、「応急対策の実施に係る公示」（以下「公示」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮して、応急対策を実施させなければならないこととされている。

市長は、知事と連携し、国の対策本部長又は知事の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施する。

【応急対策の内容】

- 1 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- 2 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 6 緊急輸送の確保に関する事項
- 7 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- 8 その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等

応急対策の実施に当たっては、市防災計画に定めるところにより行うものとする。なお、武力攻撃原子力災害への対処に当たり、特に重要と考える措置について、次のとおりとする。

(7) 緊急時環境放射線モニタリング測定資料の収集

市長は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けたときは、直ちに知事等が実施する平常時及び緊急時モニタリング結果の測定資料の収集を行う。

市長は、知事が保有している、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を収集する。

知事は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、防災関係機関に連絡することとなっている。

(4) 住民の避難等の措置

市長は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

また、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。

市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に通知する。

国の基本指針では、「住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、半島、中山間地域等の公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事は避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いたうえで、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。」とされているところである。

このため、市の平時における避難実施要領のパターンの作成に当たっては、県警察の意見を聞きながら、知事が避難の指示を行う際に、自家用車等の交通手段を示す場合を想定したパターンも作成するものとし、武力攻撃原子力災害発生時の自家用車等を用いる内容の避難実施要領を迅速に策定できるよう努めるものとする。この場合において、自家用車等を保有していない者及び高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の避難行動要支援者への確な対応が図られるよう特に留意するものとする。

知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあり、その影響が離島に及ぶ又は及ぶおそれがある場合は離島住民に対し、避難を指示することとしている。この場合において、避難実施に当たっては、船艇及び航空機による住民の誘導、輸送等のため、海上保安部等、自衛隊、県警察に必要な要請を行うほか、佐賀県水難救済会、漁業協同組合等に協力を求めるなどして迅速に行うものとしている。

(ウ) 安定ヨウ素剤の配布

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用実施等については、県防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとされている。

(エ) 食料品等による被ばくの防止

国及び知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとされている。

(オ) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

- 1 市は、スマートフォンその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- 3 市は、自ら収集した又は指定地方公共機関等からの通知を受けた被災情報の第1報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で被災情報の第1報を県及び消防庁に報告する。
- 4 市は、第1報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について本章6項「火災・災害時等即時要領（第3号様式）」に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。
- 5 市は、指定地方公共機関等からの情報収集が困難と認める場合は、職員を現地に派遣し、情報収集に努める。

また、職員は、参集途上中に、武力攻撃等災害を発見した場合は、スマートフォン等を活用するなどして、周囲の被災状況の把握に努め、映像を添えて報告するものとする。
- 6 被災情報の報告要領
 - 「火災・災害時等即時要領（第3号様式）」による。

【火災・災害時等即時要領（第3号様式）】

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 日 時	
事 故 の 概 要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人	負傷者等 (人)	人
	不 明 人	重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 傷 人 (人)	
救 助 部 隊 の 要 否			
要 救 助 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者（児）その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、水道施設の応急復旧に関しては、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部及び県へ応援を要請し、応急給水に関しては、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県へ応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、上記による廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要求を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために検討の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路及び港湾等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

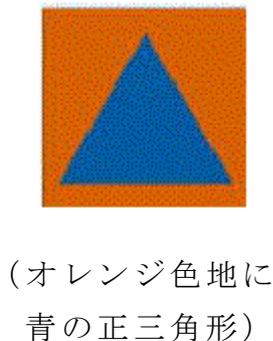
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本産業規格A7 横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

【資料編】

- 「唐津市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」
- 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」

ア 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長による交付

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義並びにその使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及びその所有する港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項については、次のとおりである。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用を支出したに当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対応

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対応については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。